

『一般名処方』のご理解をお願いいたします

一般名処方とは・・・

お薬の有効成分をそのまま、お薬名として処方することです。

これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数あう場合に
先発医薬品、後発医薬品（以下、ジェネリック医薬品）をご自身で
選ぶことができます。

※一般名処方の売、処方箋には【般】〇〇〇錠 10mg 1錠と記載されています。

ジェネリック医薬品とは

新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省からの
認可を得て製造販売されている安価なお薬です。

一般名処方のメリットは？

新薬より低価格なジェネリック医薬品を選ぶことができます

ので、患者様の自己負担額を軽減できます。

※処方箋には「商品名」で記載されるお薬もあります。

「商品名」とは一つひとつの薬に製薬会社が名前を付けたものです。

その場合でも、患者様が希望されれば、ジェネリック医薬品を調剤することも
可能です。

※昨今の薬剤の供給不足により、希望される銘柄の薬剤がなくなり、薬局にて調剤できない
状況が続いております。薬局にて同じ有効性のある薬剤を調剤しやすくするために、ご説
明のうえ、特定の銘柄ではなく一般名で処方させていただく場合もあります。

※医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品があるお薬で、医療上の必要がある
場合等を除き、先発医薬品を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます